

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業 指定申請の手引き

(令和5年4月1日時点)

この手引きは、令和5年4月現在の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があることに留意してください。

徳島県保健福祉部障がい福祉課
施設サービス指導担当

目 次

I	概要	1
II	指定申請について	2
III	指定基準等について	5
IV	その他必要な手続き	12
V	参考事項	13
	1 児童発達支援管理責任者の要件について	
	2 児童指導員の資格要件について	
	3 運営規程について	

I 概要

1. はじめに

指定障害児通所支援事業を開始するにあたっては、児童福祉法第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事等の指定を受ける必要があります。

この手引きは、指定を受けるために必要な要件や手続きの方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。

2. 指定の要件

指定申請を行う事業者は、以下の基準を満たす必要があります。

- 法人格を有すること(児童福祉法施行規則第18条の34)
- 指定基準を満たすこと(児童福祉法第21条の5の19)
- 欠格事由に該当しないこと(児童福祉法第21条の5の15第3項)

(1) 事業者の責務について(児童福祉法第21条の5の18)

- ① 関係機関との連携を図りつつ、当該障がい児の意向、適正、障がいの特性その他の事情に応じ、その立場に立って効果的な支援を行うよう努めなければならない。
- ② 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めなければならない。
- ③ 障がい児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は児童福祉法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 指定基準について

支援の種別ごとに以下の3つの視点から、指定基準が定められています。これらの基準に従って指定申請を行い、事業開始後もこれらの基準を遵守しなければなりません。

- 人員基準：従業員の知識、技能、人員配置等に関する基準
- 設備基準：事業所等に必要な設備等に関する基準
- 運営基準：支援の提供にあたって、事業者が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準

3. 指定に係る事務手続き

(1) 新規指定

新たに事業を実施する事業者は、「II 指定申請について」を参照し、指定申請を行ってください。指定は、支援の種別ごとに行いますので、すでに指定を受けている事業者であっても、他の種別の支援を行う場合は、改めて指定申請を行う必要があります。

(2) 指定の有効期間について

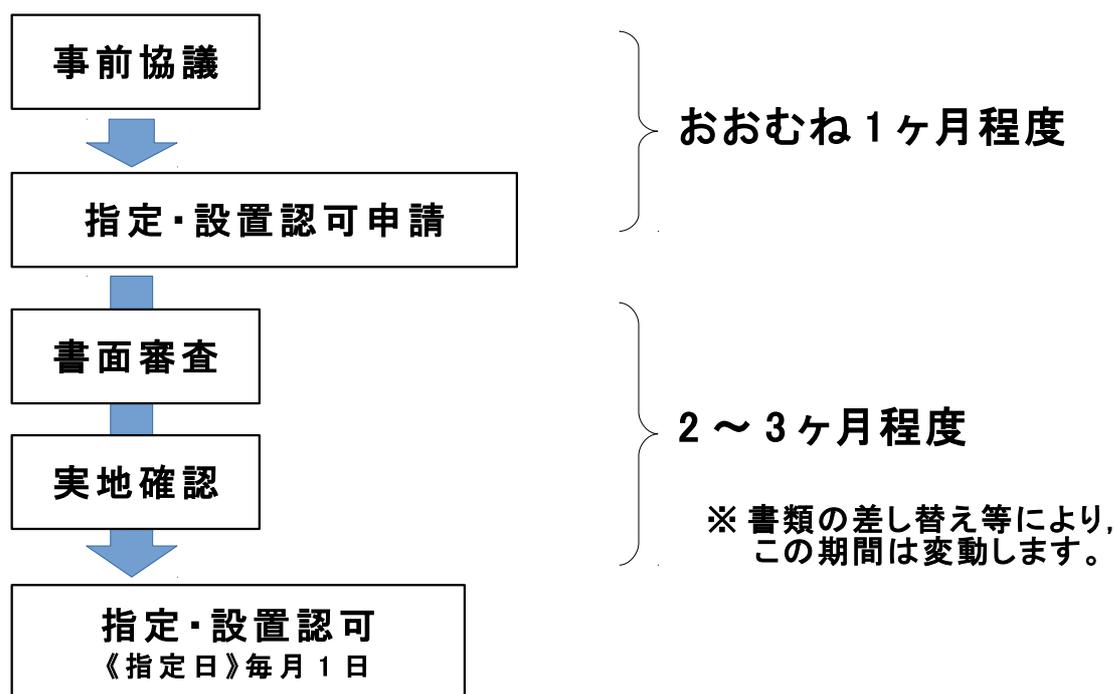
指定の有効期間は、原則として**6年間**です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

Ⅱ 指定申請について

1. 指定申請のスケジュール

- 指定日(事業開始が可能となる日)は、**毎月1日**を基本とします。
- 原則として、申請書類の提出までに事前協議を行います。事前協議に必要な書類(「2. 提出書類及び審査の内容について」を参照)をご準備いただき、ご予約の上、来課してください。ご予約がない場合は、担当者不在等により対応できない場合があります。
- 事前協議で伺った内容について審査した後、指定・設置認可申請(書面審査)へ移ります。書面審査と並行して、管理者や児童発達支援管理責任者等、事業に直接携わる方に来課いただき、実際の支援や運営について確認させていただくこともあります。
- 申請書類を受け付けてから、通常2ヶ月程度で審査を行います。ただし、書類の差し替え等により、この期間より長くかかることもあります。また、指定申請が多くある時期については、通常よりも長い期間が必要となりますので、余裕を持って申請いただくようお願いします。
- 申請書類に著しい欠落・不備が見受けられた場合は、申請書を受け付けずに返却させていただくことがあります。申請書類を提出する際は、提出書類の確認を十分に行ってください。
- 書面審査が完了した後、実地確認を行います。実地確認では、申請書に添付された平面図と一致しているか、事業所の設備が整い事業開始できる状態にあるか等を確認します。
- 書面審査と実地確認が完了した後、指定へ移ります。

【指定・設置認可申請の流れ】



2. 提出書類及び審査の内容について

(1) 事前協議

新規指定を受ける事業者は、申請に先立ち、事前協議を行う必要があります。児童福祉法に規定されている基準をご確認の上、事前協議に必要な書類をご準備ください。事前協議に必要な書類は以下のとおりです。

- 事業計画(参考様式 8)及び支援内容がわかるもの(任意様式)
指定申請する事業内容について、実施方針や支援の内容を具体的に記入してください。枠が足りない場合は、別紙を添付してください。また、事業開始後の利用者数見込みについても十分ご検討の上、記載してください。
支援内容(具体的な支援プログラム、1日のスケジュール等)のほか、なぜ障害児通所支援事業を始めようと思ったのかについても記載してください。
- 事業を行う場所の平面図(参考様式 1もしくは任意様式)
居室等の状態(どの部屋を何に使用するか)がわかる図をご準備ください。
- 事業を行う場所の写真(既存の建物の場合)
建物の外観及び内観(使用する居室の状態がわかるもの)の写真をご準備ください。
- 事業所の位置図・案内図
事業所の場所が分かる地図等をご準備ください。
- 従業員の勤務形態一覧表(参考様式5)
事前協議の段階で配置職員が確定していない場合は、配置見込みで作成してください。
- 管理者及び児童発達支援管理責任者経歴書(参考様式 3)
資格要件に必要な内容(経歴、資格、修了している研修等)を記載してください。
- 収支予算書(任意様式)
事業開始後1年間の収支の見込み(1ヶ月ごとの収支の内訳)について記載してください。
- 他法令に関する状況の届出書(参考様式)
都市計画法や建築基準法、消防法等の事業所指定に当たっては様々な関係法令があり、法律によっては、指定申請前に確認しておくべきことがありますので、十分に他法令について確認を行い、理解しておいてください。

(2) 申請書の提出

- 事前協議完了後、指定申請に必要な書類一式を添付した指定申請書を提出してください。
- 申請内容について確認することがあるため、事業者(申請書作成の担当者)の連絡先がわかるものも一緒にご提出ください。
- 申請が集中した場合等には、指定申請の手続きが通常より遅くなる場合がありますので、申請は余裕を見て早めに行ってください。
- 申請書類は、指定基準及びこの手引き等で必要事項を十分確認の上、提出してください。
- 原則として、申請を行う日までに法人登記・定款変更等の手続きが完了している必要があります。やむを得ない理由により定款変更が申請に間に合わない場合は、定款変更の誓約書(参考様式 9)の提出が必要となります。

(3) 書面審査

- 提出いただいた書類により審査を行います。申請書類の内容についてお問い合わせすることがありますので、必ず副本(コピー)を作成し、事業者側で保管してください。
- 書類の追加提出や差し替え等をお願いすることがあります。その際は、持参・郵送等により速やかに対応してください。差し替え等に要した期間は審査が止まりますので、遅延の程度によっては指定日が遅れることがあります。

(4) 実地確認

- 書面審査が完了してから、事業開始予定の事業所が設備基準を満たしているか、担当者が実地確認します。
- 実地確認時には、建物の建築・改修等が完了し、支援が開始できるよう設備・備品等がそろっている必要があります。

- 指定事務手続きの関係上、指定希望日の半月前までに実地確認を行う必要があります。実地確認の遅れにより、指定日が遅れることがありますので、建築・改修等の計画にご留意ください。

(5) 指定・設置認可

- 上記(3)・(4)の審査により、基準を満たすと判断された事業者は、指定障害児通所支援事業所として指定を受けることができます。審査終了後、原則指定日までに来課いただき、指定後の留意事項等をお伝えします。指定通知書は、その後事業者へ直接お渡しします。
- 指定の有効期間は、指定の発効日より起算して**6年間**となります。この期間は、指定通知書に記載されていますので、必ずご確認ください。事業者は、有効期間内に指定更新の手続きを行う必要があります。基本的に**個別に更新時期の通知等を行いません**ので、指定有効期限満了日の属する月の前月の末日までに、指定更新申請書類等を提出してください。なお、手続きがない場合は、指定が失効しますので、ご注意ください。

Ⅲ 指定基準について

指定を受けるには、厚生労働省が定める指定基準・最低基準等を満たすことが必要です。各支援種別の指定基準についての概略を掲載しますが、人員基準・設備基準・運営基準等の詳細は、厚生労働省の通知等をご確認ください。

1 支援種別での指定基準について

(1) 児童発達支援

《支援の概要》

日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。

《対象》

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児。

《指定基準の概要》

① 児童発達支援センター以外

人員基準	従業者	児童指導員， 保育士	○1人以上は常勤 ○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 1) 障がい児の数が10人まで…2人以上 2) 10人を超えるときは，2人に，障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる ○半数以上は児童指導員又は保育士
		児童発達支援 管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務と兼務可)	
設備基準	○指導訓練室(訓練に必要な機械器具等を備えること) ○その他，支援の提供に必要な設備及び備品を備えること		
定員規模	10人以上(主として重症心身障がい児を通わせる場合は5人以上)		

※主として重症心身障がい児を通わせる場合の人員基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		看護職員※職種:保健師，助産師，看護師又は 准看護師	1人以上
		児童指導員又は保育士	1人以上
		機能訓練担当職員※職種:理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び心理指導職員	1人以上
	児童発達支援管理責任者	上記同様	
管理者	上記同様		

②児童発達支援センター

人員基準	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育士	○総数がおおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員の数を含めることができる ○児童指導員 1人以上 ○保育士 1人以上
	栄養士	1人以上(併設の社会福祉施設との兼務可) ※障がい児の数が40人以下の場合は置かないことができる
	調理員	1人以上(併設の社会福祉施設との兼務可) ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務と兼務可)
<p>※主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上記表の人員に加え、言語聴覚士を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置すること。</p> <p>※主として重症心身障がい児を通わせる場合の従業者については、上記表の人員に加え、従業者とは別に看護師を1人以上配置すること。また、機能訓練担当職員については、必置で1人以上とすること。</p>		
設備基準	指導訓練室	○定員はおおむね10人 ○障がい児1人あたりの床面積は、2.47㎡以上(主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く)
	遊戯室	○障がい児1人あたりの床面積は、1.65㎡以上(主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く) ○主として重症心身障がい児を通わせる場合は、設けないことができる
	屋外遊技場、医務室、相談室	主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けられないこと
	調理室、便所	
	静養室	主として知的障がいのある児童を通わせる場合
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
	その他、支援の提供に必要な設備及び備品等	
定員規模	10人以上(主として重症心身障がい児を通わせる場合は5人以上)	

(2) 医療型児童発達支援

《支援の概要》

児童発達支援及び治療を行う。

《対象》

肢体不自由(上肢, 下肢又は体幹の機能障害)があり, 理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。

《指定基準の概要》

人 員 基 準	従 業 者	診療所として必要とされる 従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は 作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員 (言語訓練等を行う場合)	必要となる数	
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務と兼務可)	
設備基準	○医療法に規定する診療所に必要とされる設備 ○指導訓練室, 屋外訓練場, 相談室及び調理室 ○浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ○階段の傾斜は緩やかにする		
定員規模	10人以上		

(3) 放課後等デイサービス

《支援の概要》

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

《対象》

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に修学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。

《指定基準の概要》

人員基準	従業者	児童指導員, 保育士	○1人以上は常勤 ○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 1) 障がい児の数が10人まで…2人以上 2) 10人を超えるときは, 2人に, 障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○機能訓練担当職員の数を合計数に含めることができる ○半数以上は児童指導員又は保育士
		児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務と兼務可)	
設備基準	○指導訓練室(訓練に必要な機械器具等を備えること) ○その他, 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		
定員規模	10人以上(主として重症心身障がい児を通わせる場合は5人以上)		

※主として重症心身障がい児を通わせる場合の人員基準

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上
		看護職員	1人以上
		児童指導員又は保育士	1人以上
		機能訓練担当職員	1人以上
		児童発達支援管理責任者	上記同様
	管理者	上記同様	

※ 障害福祉サービス経験者の経過措置は令和5年3月31日をもって終了しました。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

《支援の概要》

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練
その他必要な支援を行う。

《対象》

重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放
課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児。

※重度の障がいの状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。

- ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

《指定基準の概要》

人 員 基 準	従業者	訪問支援員	○訪問支援を行うために必要な数 ○障がい児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に 3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員又は保育士等
		児童発達支援 管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
	管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務 する場合を除き、他の職務との兼務可)
設 備 基 準	専用の区画	○専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可) ○利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する	
	その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		

(5) 保育所等訪問支援

《支援の概要》

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

《対象》

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

《指定基準の概要》

人員 基準	従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 ※障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
		児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
	管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)
設備 基準	専用の区画	○専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可) ○利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する	
	その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること		

2 多機能型事業所に関する特例について

障害児通所支援事業において、複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となります。なお、多機能型であっても事業者の指定は事業の種別ごとに行うことになるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、追加指定となります。

(1) 従業者の員数に関する特例

多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所の職務に専従するものとして、本来は事業ごとに配置される従業者においても、兼務を可能とします。その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援事業に必要な従業者の員数が確保される必要があります。

(2) 設備に関する特例

本来は事業ごとに必要とされる設備について、支援の提供に支障のない範囲内において兼用することが可能です。

(3) 利用定員に関する特例

当該多機能型事業所が行うすべての指定通所支援事業を通じて10人以上(主として重症心身障がい児を通わせる場合は5人以上)とすることが可能です。

(4) 報酬について

報酬算定にあたって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定します。

IV その他必要な手続き

1 指定申請と同時に行う手続き

- ①障害児通所支援事業を開始することに関する届出
障害児通所支援事業を開始するにあたっては、指定申請とともに、「障害児通所支援事業等開始届」を提出する必要があります。また、児童発達支援センターにおいては、「児童福祉施設設置認可申請書」も併せて提出する必要があります。
- ②障害児通所給付費の算定に関する届出 【体制届】
給付費を算定するにあたっては、あらかじめ加算項目等を届け出る必要があります。また、事業開始後に加算の変更がある場合は、その都度届出を行う必要があります。
- 【必要書類】
- 障害児(通所・入所)給付費等の算定に係る体制等に関する届出書
 - (別紙1)障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - 該当する加算項目に関する届出書及び必要な添付書類
- ③福祉・介護職員処遇改善加算に関する届出
福祉・介護職員処遇改善加算を申請する場合は、必要書類とともに届け出てください。また、すでに取得している場合は、変更届を提出してください。
※ 詳細は、徳島県障がい福祉課のホームページにて確認してください。

2 支援開始後に行う手続き

事業者は、厚生労働省で定められている事項に変更があった場合等は、届出書を提出する必要があります。

届出が必要な事項	提出期限
厚生労働省で定める事項に変更があったとき	変更の日から10日以内
事業を廃止又は休止するとき	廃止又は休止の日の1ヶ月前
休止した事業を再開するとき	事業を再開したときから10日以内

※障害児通所給付費に関する届出については、変更を届け出た時期により、加算項目等の算定開始時期が異なります。

- (1)加算等の算定される単位数が増える場合
- ①届出が月の15日以前に行われた場合……翌月から算定を開始
 - ②届出が月の16日以降に行われた場合……翌々月から算定を開始
- (2)加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合
届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る、又は算定されなくなる事実が発生した日から算定を行わない。

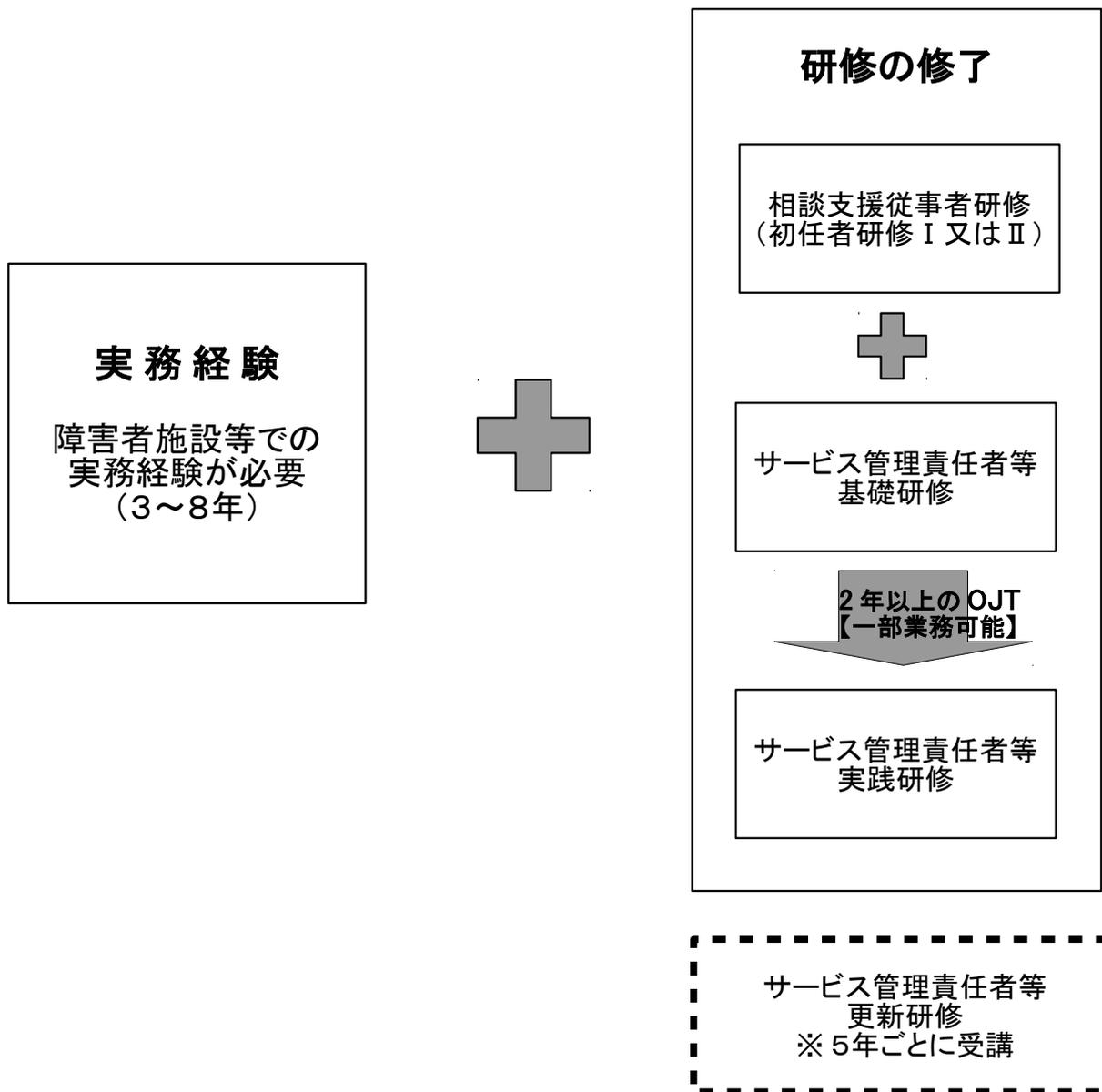
V 参考事項

1 児童発達支援管理責任者の要件について

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」
(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号)

※平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 110 号改正現在

児童発達支援管理責任者は、実務経験要件と研修修了要件の両方を満たすことが必要です。



○ サービス管理責任者等研修について、平成 31 年度から新体系に基づいた研修となっています。

・平成 31 年度以降は、基礎研修と実践研修を修了後にはじめて児童発達支援管理責任者として従事することができます。

・基礎研修は実務要件に 2 年満たない段階から受講可能です。実践研修は基礎研修修了後、2 年以上の実務経験が必要となります。

・実践研修修了翌年度から 5 年以内に更新研修を受講する必要があります。

○ 実務経験要件の詳細については、次ページをご確認ください。

(経過措置について)

- ・平成 30 年度以前の研修体系で児童発達支援管理責任者研修を受講済の方は、令和 5 年度末までは、更新研修受講前でも引き続き児童発達支援管理責任者として業務可能です。
- ・平成 31 年度から令和 3 年度の相談支援従事者研修初任者研修 I 又は II 及び基礎研修受講者に限り、基礎研修受講時に実務経験を満たしている方は基礎研修修了後に児童発達支援管理責任者とみなされ、従事することができます。ただし、基礎研修修了後 3 年間に 2 年以上児童発達支援管理責任者等として従事し、実践研修を修了しないと児童発達支援管理責任者として業務ができなくなります。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験申出書

【児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験】

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 次に示す第1号及び第2号の期間が通算して5年以上かつ第3号の期間を除いた期間が3年以上であること
- ② 第4号の期間が通算して10年以上かつ第5号の期間を除いた期間が3年以上であること
- ③ 第1号、第2号及び第4号の期間から第3号及び第5号の期間を除いた期間が通算して3年以上かつ第6号の期間が通算して5年以上であること

↓ 配置しようとする児童発達支援管理責任者の実務経験要件に該当する空欄にチェック

チェック	1号	次のアからカに掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間		第2号と通算して5年以上	
	ア	地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者			
	イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者			
	ウ	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設(情緒障がい児短期治療施設)、児童自立支援施設、障がい者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者			
	エ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者			
	オ	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者			
	カ	病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第2号に掲げる資格を有している者並びに第1号のアからオに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る)			
チェック	2号	次のアからオに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障がい者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という)が、直接支援の業務(身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は訓練等(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育等の業務)に従事した期間			
	ア	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設(情緒障がい児短期治療施設)、児童自立支援施設、障がい者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものの従業者			
	イ	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者			
	ウ	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者			
	エ	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者			
	オ	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者			
3号	相談支援の業務	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者		期間3号を年除いた	
	直接支援の業務	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室に係る施設、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置助成金の支給を受けた事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者			
第1号及び第2号を通算した期間から、第3号を除いた期間 (年 月)					
4号	4号	第2号アからオに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間			通算8年以上
		第2号ア～オの内該当する項目→ ()			
5号	5号	直接支援の業務 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室に係る施設、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置助成金の支給を受けた事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者			期間5号を年除いた
		第4号の期間から、第5号を除いた期間 (年 月)			
6号	6号	次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上 かつ 第1号、第2号及び第4号の期間から第3号及び第5号の期間を除いた期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士			通算3年以上
		第1号、第2号及び第4号の内該当する項目→ (号)	該当する資格→ ()		

- ※ ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、**実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること**を言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。
- ※ 本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」における実務経験を見やすくした参考資料です。
- ※ 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。（H18.6.23 サビ管 Q&A を準用）
- ※ 実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所のほかに、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.2 Q&A）
- ※ 児童発達支援管理責任者の実務経験について、それぞれ配置される時点で満たしておればよく、研修受講時に満たしている必要はない。（H18.11.2 Q&A）
- ※ 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24 主管課長会議）

(参考様式7)

実務経験（見込）証明書

徳島県知事様 令和 年 月 日 第 号

施設又は事業所所在地及び名称

代表者 職・氏名 印
電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名		生年月日	年 月 日
現住所			
施設又は事業所名	施設・事業所の種別（ ）		
業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 月間）		
うち業務に従事した日数	日 常勤 ・ 非常勤（週 日, 時間/日 勤務） ※該当する方に○をし、勤務体制を記入してください。		
うち休職等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 月間）		
業務内容 (詳細を記載してください)	職名（ ）		

- 注) 1. 施設又は事業所名欄には、知的障害児施設等の種別も記入すること。
2. 業務期間欄は、証明を受ける者が直接処遇又は相談支援に関する業務を行っていた期間を記入すること。
(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入してください。
3. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

2 児童指導員の資格要件について

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)」より抜粋
※最終改正:平成31年2月15日厚生労働省令第15号

(児童指導員の資格)

第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者
 - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。ほ

※「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状」には、養護教諭・栄養教諭の免許状は該当しない。

※実務経験に係る日数換算について

必要とされる経験年数1年あたり、180日の経験が必要となる。

例) 実務経験2年が必要である場合は、業務に従事した期間が2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日(180日×2年)以上であることを要する。

※教育職員免許法

第四条

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

※児童福祉事業（児童福祉法に基づく社会福祉事業）

①第1種社会福祉事業

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）及び児童自立支援施設

②第2種社会福祉事業

障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター

③その他事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3 運営規程について

指定障害児通所支援事業者は、指定基準に基づき、事業を運営する上での重要事項を定めた「運営規程」を作成する必要があります。運営規程で定めなければならない事項は、次のとおりです。ただし、下記事項は基準上決められている内容です。下記以外にも、事業所運営上必要な事項がありましたら、運営規程に明記するようお願いします。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間 ※サービス提供時間も記載すること
- 四 利用定員 ※保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援は除く
- 五 指定通所支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項